令和８年度津和野町障害者就労施設等優先調達方針

１．趣旨

本町では国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を図るため、下記のとおり調達方針を策定する。

２．適用範囲

この方針は津和野町（出先機関も含む。以下「町」という。）を対象とする。

３．調達する物品及びその目標

町が障害者就労施設等（法第２条第４項に規定する障害者就労施設等をいう。以下「施設等」という。）から調達する物品等及び役務（以下「物品等」という。）その目標は以下のとおりとする。

以下に記載のないものであっても、町が調達可能な物品等であれば対象とする。

区分	目標金額	品目等の例
役務	200 千円	清掃・施設管理、梱包作業 等
計	200 千円	

４．調達の推進方法

施設等から提供可能な物品等及び町が希望する物品等についての情報を収集し、これらの情報をもとに町に対し施設等からの優先調達を依頼する。

５．実績の公表

調達実績は会計年度終了次第速やかに集計し公表する。

６．担当窓口

本方針の担当窓口は、津和野町健康福祉課とする。

７．その他

（１）契約締結における留意

物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意すること。

（２）業務委託先等における配慮

町と業務委託契約（指定管理委託契約も含む。）を締結している相手方、管理

運営費補助金の交付先等に対しても、施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。

（３）職員の私的購入等における配慮

庁舎内での施設等の物品販売の受け入れについて配慮するとともに、職員個人としても積極的な購入を心がける。